

令和 6 年度浦安市教育委員会 3 月臨時会会議録

浦 安 市 教 育 委 員 会

令和6年度浦安市教育委員会3月臨時会

I. 日 時	令和7年3月25日（火）		
	開 会	午後3時00分	
	閉 会	午後3時17分	
II. 場 所	市役所 9階市議会議事堂第1委員会室		
III. 進 行 教 育 長	船 橋 紀美江		
IV. 出席委員	教 育 長 職 務 代 理 者	宮 道	力
	委 員	影 山	純 二
	委 員	佐 藤	勇 人
V. 出席説明者	教 育 次 長	田 中	健 一
	教 育 総 務 部 長	大 塚	一 樹
	教 育 総 務 部 次 長	落 合	幸一郎
	教 育 総 務 部 技 監	泉 澤	一 欽
	教 育 総 務 課 長	宇田川	順 子
	教 育 政 策 課 長	小 池	康 裕
	教 育 施 設 課 長	内 山	達 夫
	学 務 課 長	鳥 海	勉
	指 導 課 長	村 上	陽 子
	指導課主幹(教育センター所長)	青 山	陽 子
	保 健 体 育 安 全 課 長	峯 崎	泰 利
	千鳥学校給食センター所長	本 沢	誠
	生 涯 学 習 部 長	近 藤	敏 彰
	生涯学習課長（青少年センター所長）	斉 藤	恭 一
	生 涯 学 習 課 主 幹	島 本	まり子
	生涯学習部副参事(市民スポーツ課長)	本 川	昇

郷土博物館長	島村嘉一
高洲公民館長	佐藤良平
中央公民館長	増田丈巳
堀江公民館長	菅原満
富岡公民館長	原早苗
美浜公民館長	佐藤栄一
当代島公民館長	高梨誠二
日の出公民館長	北村章代
中央図書館長	森田志織

VI. 傍聴人 3名

VII. 案 件

第1. 審議事項

議案第1号 浦安市教育委員会管理職の任命について

議案第2号 浦安市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 浦安市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第4号 浦安市教育委員会バスの運行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 浦安市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 「浦安市いじめ防止基本方針」の点検・評価(令和6年度)について

第2. その他

開 会 （午後 3 時00分）

船 橋 教 育 長 これより、令和 6 年度浦安市教育委員会 3 月臨時会を始める。
議事に入る前に、あらかじめお諮りする。
議事の第 1．審議事項のうち議案第 1 号については、浦安市教育委員会
会議規則第 20 条ただし書の規定により、非公開として取り扱うこととして
よろしいか。

（「異議なし」の声あり）

船 橋 教 育 長 承認いただいたので、議事の第 1．審議事項の議案第 1 号については、
議事の第 2．その他の後に非公開で取り扱うこととする。
それでは、議事の第 1．審議事項に移る。
議案第 2 号 浦安市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定
について及び議案第 3 号 浦安市教育委員会事務決裁規程の一部を改正
する訓令の制定についてを議題とする。
事務局より一括して説明を求める。

大塚教育総務部長 議案第 2 号及び議案第 3 号について、一括して説明する。
まず、議案第 2 号 浦安市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の
制定について、提案理由を説明する。
本案は、浦安市教育委員会の事務分掌を改めるために、所要の改正を行
うものである。
参考資料（議案第 2 号）の新旧対照表を御覧いただきたい。別表第 1 の
1、教育総務部の表中、指導課、事務分掌の 14 として、「学びの多様化学
校に関すること」を加えるものである。
次に、3、教育センターの表中、教育センター事務分掌の 5、「学びの
多様化学校に関すること」を削るものである。
続いて、議案第 3 号 浦安市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する

訓令の制定について、提案理由を説明する。

本案は、浦安市教育委員会事務決裁規程の専決事項を改めるため、所要の改正を行うものである。

参考資料（議案第３号）の新旧対照表を御覧いただきたい。

別表の２、個別専決事項の項（１）、教育総務部に関する事項のうち、指導課の専決事項に、「学びの多様化学校に関すること」を加えるものである。次に項（３）、教育センターに関する事項のうち、教育センターの専決事項から、「学びの多様化学校に関すること」を削るものである。

なお、これらの改正は令和７年４月１日から施行するものである。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第２号及び議案第３号について、質疑を行う。よろしいか。

では、これより議案第２号の採決を行う。議案第２号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

船橋教育長 異議がないので、議案第２号 浦安市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議案第３号の採決を行う。

議案第３号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

船橋教育長 異議がないので、議案第３号 浦安市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定については承認された。

次に、議案第４号 浦安市教育委員会バスの運行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

大塚教育総務部長 本案は、浦安市教育委員会バスの運行に関する規則を改めるため、所要の改正を行うものである。

参考資料（議案第４号）の新旧対照表を御覧いただきたい。第６条第１項第１号を、「日曜日から土曜日までのうち、２日」に改め、第６条第１項第２号を削り、第３号以降を繰上げる。第８条第１項中の「１０日前」を「１４日前」に改め、「第３条第１号の規定による使用及び」を削るものとなる。

なお、この改正は令和７年４月１日から施行するものである。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第４号について、質疑を行う。皆様よろしいか。

これより、議案第４号の採決を行う。

議案第４号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

船橋教育長 異議がないので、議案第４号 浦安市教育委員会バスの運行に関する規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議案第５号 浦安市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

大塚教育総務部長 本案は、特別支援学校に就学している市内在住の児童及び生徒における通学費に係る就学奨励費の支給対象者の要件等を新たに定めるための改正を行うものとなる。

参考資料（議案第５号）の新旧対照表を御覧いただきたい。現行では、第３条第２項第２号において、特別支援学校に在籍する児童及び生徒を対象に給食費を支給することを規定している。今回の改正では、新たに自家

用車を利用し日常的に学校へ通学する医療的ケア児等を対象に通学費を支給すること及び対象者の要件を規定している。

次に、別表において、通学費の支給額を月額5,000円とすることを規定するものとなる。

なお、この改正は令和7年4月1日から施行するものである。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第5号について、質疑を行う。皆様よろしいか。

これより、議案第5号の採決を行う。

議案第5号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

船橋教育長 異議がないので、議案第5号 浦安市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議案第6号 「浦安市いじめ防止基本方針」の点検・評価（令和6年度）についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

大塚教育総務部長 本案は、3月6日の3月定例会において協議いただいた件である。内容の修正はないが、浦安市においてもいじめ問題は複雑化、多様化しているため、皆様からいただいた意見を参考に、今後とも取り組んでまいりたいと考えている。

令和6年度に実施してきた取組みや児童生徒の実態を踏まえ、審議をお願いする。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第6号について、質疑を行う。よろしいか。
これより、議案第6号の採決を行う。

議案第6号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとし

てよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船 橋 教 育 長 異議がないので、議案第 6 号 「浦安市いじめ防止基本方針」の点検・評価（令和 6 年度）については、承認された。

次に、議事の第 2、その他に移るが、本日はその他の上程はない。

これより、浦安市教育委員会会議規則第 20 条ただし書の規定により、非公開と決定した案件について審議を行う。

案件は、議事の第 1、審議事項のうち議案第 1 号である。

傍聴人の皆様は、御退室いただくようお願いする。

議事の第 1. 審議事項 議案第 1 号については、教育委員会会議規則第 20 条ただし書の規定により、非公開の取り扱いとしていたが、人事異動が公開されたことから議事録を公開する。

船 橋 教 育 長 それでは、議案第 1 号 浦安市教育委員会管理職の任命についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

大塚教育総務部長 本案は、12 月定例会にて協議いただいたところであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定により、浦安市教育委員会管理職の任命に関して、本委員会での承認をお願いするものである。

令和 7 年 4 月 1 日付人事異動に関する教育委員会管理職の配置については、参考資料のとおりとなる。

船 橋 教 育 長 ただいま説明がなされた議案第 1 号について、質疑を行う。皆様よろしいか。

これより、議案第 1 号の採決を行う。

議案第 1 号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとし

てよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船 橋 教 育 長 異議がないので、議案第 1 号 浦安市教育委員会管理職の任命については承認された。

以上で、令和 6 年度浦安市教育委員会 3 月臨時会を閉会する。

閉 会 (午後 3 時17分)